

## 介護保険住宅改修費支給申請について（注意点）

申請時は次の点に留意してください。

### △ 対象外となる改修

- 脱着手すりの取り付け
- 老朽化による改修
- 敷居の高さに合わせた床のかさ上げ
- 審査終了のお知らせを確認する前に着工した工事
- 床の拡張にあたる改修
- 介助を理由とした改修

△ 申請書類について、次の事項を記載してください。

### 住宅改修が必要な理由書

#### 【P1】

- 1 入院入所歴の記載をする場合は、現在の状況（入院中・退院済 など）

#### 【P2】

<② ①の具体的な困難な状況>

- 1 改修場所（玄関、廊下等）
- 2 どの動作を取るのに困っているのか
- 3 動作が取れない要因となる本人の身体状況（ふらつきがある、握力が低下している等）
- 4 改修予定箇所に既存のもの（手すり、スロープ等）があり、同一の改修をする場合は、追加の改修が必要な理由
- 5 勝手口、離れ、納戸、階段、掃き出し窓等の改修については、日常生活においてどういった利用をしているのか  
例：ゴミ出し、洗濯物干しに利用、2階に寝室がある等

<③ 改修の方針>

- 1 改修内容
- 2 改修した結果、本人の生活がどう改善するのか

<④ 改修項目>

- 1 改修箇所を記入してください。
- 2 ドアノブの変更は、「引き戸等への扉の取替え」に該当します。
- 3 浴槽交換は「段差解消」に該当します。

### 図面

- 1 段差の解消工事の場合は、段差の断面図（工事前、工事後のもの）
- 2 ユニットバス工事の場合は、改修前後で浴槽の位置に変更があるかどうかわかるもの

## 写真

### 1 **写真の中に**撮影日が入っているもの

印刷した写真に手書きで記載、写真外に記載等は不可

### 2 段差の解消の場合、段差にメジャーをあて、その寸法が明瞭にわかる写真

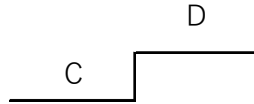
①のような段差の場合、AB両側にメジャーをあてた写真が必要です。

②のように片側に段差がない場合は、C側の段差にメジャーをあてた写真と、上段のD部分に物差しを置く等してD全体に段差がないことがわかる写真が必要です。

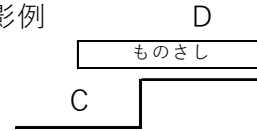
①



②



②の撮影例



### 3 明るさが十分なもの（暗くて見えづらいものは不可）

### 4 改修箇所の全景が写っているもの

**工事前の写真は改修箇所の全景が必要です。**改修予定箇所全景を写せていなかったことが工事後写真等で判明した場合は、不支給となる場合があります。

### 5 工事前と工事後の写真は同一の方向、角度で撮影すること

### 6 両面テープで固定する改修（滑り止め、スロープ等）については、テープをはがしている最中の写真等、裏面にテープがついていることが分かる写真が工事後に必要です。